

MR(麻しん・風しん)ワクチンの 任意接種費用の全額助成を実施します。

MRワクチンは定期予防接種として、2回接種する機会がありますが、定期接種の対象年齢を過ぎてしまうと、「任意接種(保護者の判断で接種するかどうか決めるもの)」となり、自費接種となります。

品川区では、定期接種を受けられなかった方へ、接種費用の一部を助成します。

1. 助成対象者 2歳～19歳未満で、定期接種を受けられなかった方
(MR2期の対象年齢よりも小さい方は、1期を受けていない方のみ対象)
2. 助成額 全額助成(一人1回のみ助成)
(定期接種を2回とも受けていない場合でも、1回のみしか助成できません)

3. 助成の方法

品川区内の契約医療機関で接種を受ける場合に限り助成があります。

これまでの接種履歴を確認し、助成対象に該当される方へ、予防接種予診票を交付いたします。予防接種予診票は接種をされる際に、必ず必要な書類です。

◆母子手帳を持参のうえ、保健予防課もしくは保健センターまでお越しください◆

4. 注意点

妊娠をしている女性および妊娠している可能性がある女性は接種を受けることができません。風しんを含むワクチン接種後は少なくとも2ヶ月避妊が必要です。

接種の際は、以下の書類を忘れずにお持ちください

- (1) 予防接種予診票
- (2) 母子健康手帳

※品川区以外で接種した任意予防接種(MRワクチン)は、助成がありません。

全額自己負担となります。ご注意ください。



MR(麻しん・風しん)ワクチンの任意接種は、予防接種法に基づかない予防接種です。このため、万一ワクチン接種による健康被害が発生した場合は、予防接種法の被害救済の対象にはなりません。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく、副作用救済給付が適用されます。

日本国内で販売承認されていないワクチンは、救済制度の対象になりません。